

平成29年7月21日

【協定の締結に関すること】

都市局建築部住宅政策課

電話 245-5808 内線 6520

【三世代同居等支援事業に関すること】

保健福祉局高齢障害部高齢福祉課

電話 245-5167 内線 2631

三世代同居・近居を促進するために住宅金融支援機構と協定を締結します ～千葉市三世代同居等支援事業とコラボで「フラット35子育て支援型」が利用可能に～

千葉市と独立行政法人住宅金融支援機構は、三世代同居等支援事業及びフラット35子育て支援型の推進・普及を図るため、相互協力に関する協定を締結しますので、お知らせします。

1 目的・趣旨

本市では、三世代同居・近居を促進するため、「千葉市三世代同居等支援事業」を実施し、三世代同居・近居のために住宅を新築・購入するための費用等の一部を助成している。

一方、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）では、今年度から、子育て支援に積極的な取り組みを行う地方公共団体と連携し、地方公共団体による財政支援とあわせて、長期固定金利の住宅ローンである「フラット35」の借入金利を一定期間引き下げる「フラット35子育て支援型」を提供している。

このたび、千葉市と機構は、相互に協力・連携し、三世代同居等支援事業及び「フラット35子育て支援型」の推進・普及を図るため、本協定を締結する。

2 協定名

フラット35子育て支援型及び千葉市三世代同居等支援事業に係る相互協力に関する協定

3 主な内容

(1) 協定締結日以降に以下の3つの要件を満たす場合は、長期固定金利の住宅ローン「フラット35子育て支援型」の利用対象とする。

＜利用要件＞

ア 千葉市三世代同居等支援事業により、住宅の新築等に対する助成を受けること。

イ 入居後5年間、同居又は近居状況の確認に協力できること。

ウ 取得する住宅の床面積が、共同建ては50平方メートル以上、共同建て以外は70平方メートル以上であること。（※同居の場合）

(2) 「フラット35子育て支援型」を利用した場合、従来型の住宅ローン「フラット35」と比べ、年0.25%の金利引下げ（当初5年間）を受けることができる。

4 協定締結式

(1) 日 時

平成29年7月21日（金）14：35から

(2) 場 所

市役所3階 第一会議室

(3) 出席者

独立行政法人住宅金融支援機構 こびなた よしひと 小日向 良仁 理事
千葉市長